

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一〇―一五―二

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一五（妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

(定義)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

二 不妊治療を受けること。

二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

改正前

(定義)

第二条 この規則において、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、職場における次に掲げるものをいう。

一 職員に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

(新設)

二 職員に対する次に掲げる妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されること。

イ〜ハ (略)

ト 規則一五―一四（職員の勤務時間、休日

及び休暇）第二十二條第一項第五号の二又

は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間

及び休暇）第四條第一項第九号の規定によ

る不妊治療に係る通院等のための休暇

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第六号

又は規則一五―一五第四條第一項第十号の

規定による六週間（多胎妊娠の場合にあつ

ては、十四週間）以内に出産する予定であ

る場合の休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第七号

又は規則一五―一五第四條第一項第十一号

（新設）

ト 規則一五―一四（職員の勤務時間、休日

及び休暇）第二十二條第一項第六号又は規

則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び

休暇）第四條第二項第一号の規定による六

週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週

間）以内に出産する予定である場合の休暇

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第七号

又は規則一五―一五第四條第二項第二号の

の規定による出産した場合の休暇

又| 規則一五―一四第二十二條第一項第八号

又は規則一五―一五第四條第二項第一号の
規定による保育のために必要と認められる
授乳等を行う場合の休暇

ル| 規則一五―一四第二十二條第一項第九号

又は規則一五―一五第四條第一項第十二号
の規定による妻の出産に伴う休暇

ヲ| 規則一五―一五第四條第二項第七号の規

定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ワ| イからヲまでに掲げるもののほか、人事

院の定める妊娠又は出産に関する制度又は

規定による出産した場合の休暇

リ| 規則一五―一四第二十二條第一項第八号

又は規則一五―一五第四條第二項第三号の
規定による保育のために必要と認められる
授乳等を行う場合の休暇

又| 規則一五―一四第二十二條第一項第九号

の規定による妻の出産に伴う休暇

ル| 規則一五―一五第四條第二項第九号の規

定による保健指導又は健康診査に基づく指
導事項を守るための休暇

ヲ| イからルまでに掲げるもののほか、人事

院の定める妊娠又は出産に関する制度又は

措置

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度
又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イクト (略)

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第十号

又は規則一五―一五第四條第一項第十三号
の規定による子の養育のための休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第二号
の規定による子の看護のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度

措置

三 職員に対する次に掲げる育児に関する制度
又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イクト (略)

チ 規則一五―一四第二十二條第一項第十号

の規定による子の養育のための休暇

リ 規則一五―一四第二十二條第一項第十一
号又は規則一五―一五第四條第二項第四号
の規定による子の看護のための休暇

ヌ (略)

四 職員に対する次に掲げる介護に関する制度

又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介
護休暇又は規則一五―一五第四条第二項第
四号の規定による要介護者の介護をするた
めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す
る介護時間又は規則一五―一五第四条第二
項第五号の規定による要介護者の介護をす
るための休暇

ニクヘ (略)

ト 規則一五―一四第二十二條第一項第十二

又は措置の利用に関する言動により当該職員
の勤務環境が害されること。

イ (略)

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する介
護休暇又は規則一五―一五第四条第二項第
六号の規定による要介護者の介護をするた
めの休暇

ハ 勤務時間法第二十条の二第一項に規定す
る介護時間又は規則一五―一五第四条第二
項第七号の規定による要介護者の介護をす
るための休暇

ニクヘ (略)

ト 規則一五―一四第二十二條第一項第十二

号又は規則一五―一五第四条第二項第三号
の規定による要介護者の世話を行うための
休暇

チ
(略)

号又は規則一五―一五第四条第二項第五号
の規定による要介護者の世話を行うための
休暇

チ
(略)

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。